

一般社団法人 プラスチック成形加工学会  
若手奨励賞規定

(総則)

第1条 一般社団法人プラスチック成形加工学会（以下「本会」という）における若手奨励賞（以下「本賞」という）については、この規定の定めるところによる。

(目的)

第2条 本賞は、プラスチック成形加工および関連分野における若手研究者・技術者の活発な研究を奨励するとともに、将来において、プラスチック成形加工および関連分野の発展のために貢献する人材を育成することを目的とする。

(対象)

第3条 本賞は、原則として、表彰対象年の4月1日時点において満40歳未満の本会正会員で、本会の年次大会や秋季大会において研究成果を発表、または学会誌「成形加工」あるいはプラスチック成形加工および関連分野の論文誌において論文を発表しているものを対象とする。

2. 原則として、本賞を既に受賞した者は、本奨励賞を受賞することができない。

(賞の件数)

第4条 本賞の贈賞は、原則として毎年2件以内とする。

(候補者の推薦)

第5条 本賞の候補者の推薦は、自薦、他薦を問わず、本会指定の推薦書に指定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年10月末日までに、理事会の下に設置される若手奨励賞選考委員会に提出する。

2. 若手奨励賞選考委員会に関する内規は別に定める。

(受賞者の選考)

第6条 本賞の受賞候補者の選考は、若手奨励賞選考委員会が行い、毎年2月末日までに第4条で定めた件数の受賞候補者を庶務担当副会長に報告する。

2. 庶務担当副会長は、受賞候補者に関して必要な確認を行った後、理事会に報告する。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第8条 贈賞は、毎年年次大会の期間中に行うことを原則とする。

2. 表彰は、賞状と副賞とする。

3. 副賞の内容は内規にて定める。

(若手奨励賞の英訳名)

第9条 本賞の英訳名は、Young Fellow Award for Encouragement of Research; The Japan Society of Polymer Processing とする。

補則

1 この規定は、理事会の承認を得て施行する。

(2018年5月18日 理事会承認)

(2019年5月17日 理事会改訂承認)

(2021年3月18日 理事会改定承認)